

富良野都市計画景観地区の決定

・下御料地域の雄大な自然景観及び良好な森林環境を保全し、その自然環境と調和できるのは、低層の建築物である。低密度の周辺環境を維持することも必要なことは言うまでもない。

→ ご意見の通り、森林文化地区では高さの最高限度を、下御料地区では高さの最高限度及び敷地面積の最低限度を規定する内容となっています。

・建築物の高さ制限であるが、20メートルの高さというのは、地形を考慮すると周辺にかなりの圧迫感をもたらす恐れがある。それだけでなく、眺望にも大きな影響を与え、自然景観が維持できなくなる恐れもある。

→ 建築物の高さの最高限度として、20mと設定しております。20mを超えるものは建築できないとする新たな規制を加えることで、眺望や自然景観に対し一定程度配慮できるものと考えています。また、隣地や道路に近い部分の高さを現行の規制よりさらに制限することにより、圧迫感についても一定程度配慮できるものと考えています。

・具体的に、植栽や、散策路、駐車スペースなどの要素も入れて、周辺の全体像をスケッチして判断する必要があるのではないかと。

→ 景観法第61条により規制できる項目が定められています。建築物ではない植栽、散策路、駐車スペースは、景観地区で規制できる項目ではありません。